

# 魚肉練り製品における魚肉の原材料名に 関する業界自主ガイドライン

平成 22 年 8 月

社団法人日本缶詰協会

全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会

## 1. 背景

魚肉練り製品における魚肉の原材料名（記載魚種名）の表示は、従前、特殊包装かまぼこ類品質表示基準、風味かまぼこ品質表示基準（いずれも平成 21 年 9 月 30 日廃止）、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準（平成 21 年 8 月 31 日改正）に規定された別表に準じて表示してきたが、これら品質表示基準が廃止および改正されたことにより当該別表が削除された。加工食品品質表示基準では、魚類及び魚肉（特定の種類の魚類の名称を表示していない場合に限る。）の名称は「魚」又は「魚肉」と表示するか、若しくは、最も一般的な名称を記載することとされている。魚肉練り製品に魚肉の原材料名を表示する場合の、最も一般的な名称を記載する場合について、関係業界団体で協議し、『＜別紙＞魚肉練り製品の魚肉の原材料名一覧』を決定した。

## 2. 目的

本ガイドラインは、魚肉練り製品に魚肉の原材料名を表示する場合に、生鮮魚介類の名称のルールを基本としつつ、その内容を最も的確に表し一般に理解される原材料名について統一的な見解を示すことで、消費者が理解しやすい原材料名情報を提供することと、優良誤認表示を防止することを目的とする。

## 3. 適用

本ガイドラインは、魚肉の原材料名を表示する全ての魚肉練り製品を対象とする。

例えば、

- (1) むしかまぼこ類
- (2) 焼かまぼこ類
- (3) ゆでかまぼこ類
- (4) 揚げかまぼこ類
- (5) 上記に属さないその他のかまぼこ類
- (6) 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ

## 4. 表示方法

『＜別紙＞魚肉練り製品の魚肉の原材料名一覧』に基づき、使用する原材料魚種名（右欄）に対応した原材料名（左欄）を表示する。

使用する原材料魚種名が、『＜別紙＞魚肉練り製品の魚肉の原材料名一覧』に掲げる原材料魚種名以外のものにあつては、その内容を最も的確に表し一般に理解される原材料名を表示する。

特定の魚種名等、加工食品品質表示基準第 5 条に基づき特色のある原材料等の表示を行う場合には、表示を行う場合の原材料名については、最も一般的な名称として標準和名を表示するものとし、本ガイドラインの対象外とする。

以上

<別紙> 魚肉練り製品の魚肉の原材料名一覧

原材料名	原材料魚種名
たら	スケトウダラ、マダラ、 ミナミダラ、 ブルーホワイティング
ほき	ホキ
しろがねたら	パシフィックホワイティング
ほっけ	ホッケ
いとより	イトヨリダイ、ソコイトヨリ、 ヒメイトヨリ、モモイトヨリ
きんとき	キントキダイ、ミナミキントキ
えそ	マエソ、ワニエソ、トカゲエソ
ひめじ	ヒメジ、クスジヒメジ、 アカヒメジ、オキナヒメジ
たちうお	タチウオ
あじ	マアジ、ムロアジ、 オアカムロ
にしん	ニシン
ほうぼう	ハウボウ
かながしら	カナガシラ
さけ	サケ、カラフトマス
いわし	マイワシ、カタクチイワシ、 ウルメイワシ
さっぱ	サッパ
ぐち	シログチ(イシモチ)、 キグチ、クログチ
とびうお	トビウオ
まぐろ	メバチ、キハダ、ピンナガ、 クロマグロ、ミナミマグロ
かじき	バショウカジキ、クロカジキ、 マカジキ、メカジキ
いか	スルメイカ、コウイカ
はも	ハモ、スズハモ
かれい	カラスガレイ、アブラガレイ、 ソウハチ
したびらめ	(ウシノシタ科に属する魚種)
わらずか	ナガツカ

原材料名	原材料魚種名
たい	キダイ(レンコダイ)、 チダイ、ヒレコダイ、 マダイ
さめ	ヨシキリザメ、 アオザメ
さば	マサバ、ゴマサバ
かます	ヤマトカマス、 アカカマス
このしろ	コノシロ
きんめだい	キンメダイ
ひらめ	ヒラメ

注 1: 原材料魚種名は標準和名、もしくは水産庁の「魚介類の名称のガイドラインについて」における標準和名に代わる一般的名称で記載している。  
注 2: 本原材料名一覧は、魚肉練り製品に魚肉の原材料名を表示する場合にのみ適用することを目的とする。